平成２３年（フ）第３０８号
栃木県宇都宮市清原台５丁目２番46号
債務者　伊藤　政道
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２８４号
栃木県鹿沼市日吉町608番地２
債務者　青木　　誠
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３１２号
栃木県宇都宮市泉町５―14　ソレイユ泉60Ｂ号室、住民票上の住所栃木県宇都宮市宝木町２丁目999番地12
債務者　秋元　誠一
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７７５号
神奈川県藤沢市鵠沼松が岡３丁目15番12号
債務者　豊田　正喜
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８１７号
横浜市港北区下田町４丁目１番17―701号
債務者　林　きよみ
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８４２号
神奈川県綾瀬市上土棚北３丁目24番33号
債務者　碇谷久美子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８７４号
横浜市保土ケ谷区権太坂１丁目２番12―410号
債務者　石原　敬士
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８９７号
横浜市保土ケ谷区上菅田町1630番地　千丸台団地412
債務者　藤原　　豊
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９０７号
横浜市戸塚区平戸町1174番地１　県営平戸高層アパート１棟503号
債務者　中沢　正士
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９３１号
横浜市旭区若葉台４丁目17番301号
債務者　曽根　美幸
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９３５号
横浜市港北区日吉本町２丁目45番Ａ―536号
債務者　藤井　　潔
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９８６号
横浜市青葉区たちばな台２丁目７番地３　たちばな台寮Ａ棟202
債務者　菊池　幸藏
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１０７号
横浜市瀬谷区瀬谷４丁目11番地９　エステートピア瀬谷206号
債務者　松田季美枝
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１１５号
横浜市栄区桂町688番地４　ペルソナージュ横浜602号
債務者　大越　政宏
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１３１号
横浜市都筑区川和町804番地　メゾン大谷103
債務者　清水　英則
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部